

専門会合の構成員の変更について（報告）

（趣旨）

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第1項の規定に基づき、当委員会の下に置かれている制度設計専門会合及び料金審査専門会合の構成員を変更する。

主なポイント

当委員会の下に設置されている専門会合の構成員については委員及び専門委員の中から委員長が指名することになっている（電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項）。

今般、箕輪恵美子氏（有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士）が当委員会委員を退任され、北本佳永子氏（EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士）が新たに経済産業大臣より当委員会委員に任命された。また、当委員会専門委員の秋池玲子氏（ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター）から制度設計専門会合及び料金審査専門会合の構成員を辞職したい旨の申出があった。

これらに伴い、今後の制度設計専門会合及び料金審査専門会合での調査・審議予定等を勘案し、以下のとおり、専門会合構成員を変更する（下線部が新たに追加指名する委員、専門委員）。

1. 制度設計専門会合構成員

（座長）（委員）

稲垣 隆一 稲垣隆一法律事務所 弁護士

（委員）

林 泰弘 早稲田大学大学院 先進理工学研究科 教授

圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

（専門委員）

安藤 至大 日本大学総合科学研究所 准教授

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

草薙 真一 兵庫県立大学 経済学部 教授

新川 麻 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

武田 邦宣 大阪大学大学院 法学研究科 教授

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

山内 弘隆 一橋大学大学院 商学研究科 教授（敬称略・五十音順）

2. 料金審査専門会合構成員

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

(委員)

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

男澤 江利子 有限責任監査法人 トーマツ パートナー 公認会計士

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員会長

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストン・コンサルティンググループ
パートナー&マネージング・ディレクター

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士 (敬称略・五十音順)

(別添)

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程(平成27年9月1日 20150901電委第7号)(抄)

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

- 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。
- 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。
- 4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。
- 5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。
- 7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。